平成２４年（再イ）第４号
青森県五所川原市字蘇鉄32番地５
再生債務者　一戸喜久造
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月５日まで
平成24年６月７日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２４年（再イ）第９号
高知市朝倉甲287番地１　レジデンスリージャ402号
再生債務者　武政　正英
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月６日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年７月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年７月５日まで
平成24年６月７日
高知地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２４年（再イ）第１号
群馬県高崎市貝沢町383番地１　ビューパレス101号
再生債務者　松田　健宏
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成24年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項１号に定める事由がある。
平成24年６月７日
福島地方裁判所郡山支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第１９７４号
東京都中野区南台３―10―１―121
再生債務者　吉田　浩司
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成21年７月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年６月５日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第５４１号
札幌市西区山の手６条４丁目５番３号
再生債務者　本田　真志
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年６月７日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号
茨城県稲敷郡阿見町南平台３丁目37番地７
再生債務者　関　　政博
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月３日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月17日から平成24年８月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（再ロ）第３号
千葉県柏市逆井３丁目24番42号
再生債務者　志賀　健二
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月３日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月10日から平成24年７月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（再ロ）第８号
堺市美原区小平尾790番地13
再生債務者　西岡　徳起
１　決定年月日時　平成24年６月６日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月４日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月11日から平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第４号
堺市美原区北余部２番地10
再生債務者　向井　博司
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年７月４日まで
平成24年６月６日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２号
大阪府泉南郡熊取町朝代西４丁目10番20号
再生債務者　矢野　義宗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月５日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１０号
名古屋市中川区打出１丁目60番地の２　サンエール503号
再生債務者　竹嶋　貴文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第１３号
大阪府茨木市東太田３丁目１番８―505号
再生債務者　古田　聖文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第２号
神戸市兵庫区湊川町９丁目14番８号
再生債務者　石原　義広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成24年６月１日厚生労働大臣の承認により清算が結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき公告します。
平成 24 年６月 15 日
東京都千代田区大手町二丁目６番３号
新日本石油企業年金基金
清算人　古賀　岳文

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成24年６月１日をもって清算結了の承認を受けたので、企業年金基金令第59条により公告します。
１．清算人氏名　古賀　岳文
２．住所　神奈川県川崎市中原区今井西町203番地１　レシオン武蔵小杉Ｃ―307
平成 24 年６月 15 日
新日本石油企業年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 24 年６月 15 日　　埼玉県教育委員会
１　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
平沢　直人、青森県、東京都教育委員会
⑴　中学校教諭１種免許状（理科）
⑵　高等学校教諭１種免許状（理科）
２　失効年月日　平成24年５月14日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当